

説 明 資 料

1. 河川法第4条及び手続きの流れ	1
2. 平成19年度一級河川の指定等の概要	2
3. 一級水系及び一級河川指定等の年度別推移表	3
4. 平成19年度(第1回)河川指定等一覧表	4

河川法に基づく一級河川指定等について

1 根拠法（河川法第4条）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

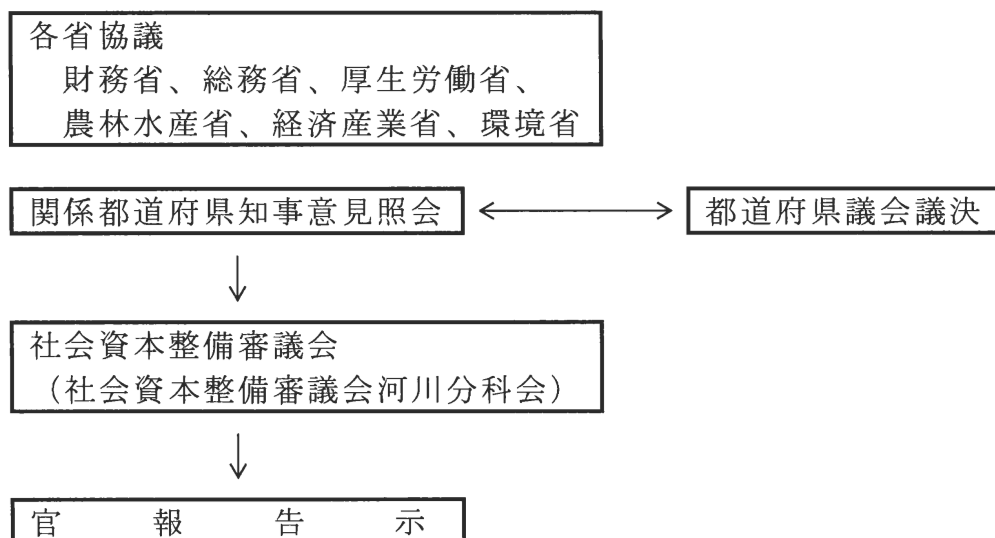
3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

2 指定フロー図



平成19年度一級河川指定等の概要

- | | | |
|--|--------|----------|
| (1) 河川工事の完了により、新たに一級河川に指定するもの又は区間を延長するもの | 4 河川 | 5. 0 km |
| (2) 新たに河川工事に着手するため、一級河川に指定又は区間を延長するもの | 5 河川 | 4. 2 km |
| (3) 河川使用の中止等により、一級河川を廃止又は区間を縮小するもの | 6 河川 | △4. 1 km |
| 合計 | 1 5 河川 | 5. 1 km |

昨年度指定に比べ

河川数 5 河川増加

延長 9.2km増加 4.1km減少

差し引き 5.1km増加

(参考)

- ・平成18年8月1日現在の一級河川

1 4, 0 1 6 河川 8 7, 7 5 3. 6 km

- ・今回指定の一級河川の指定後（予定）

1 4, 0 2 1 河川 8 7, 7 5 8. 7 km

一級水系及び一級河川指定等の年度別推移表

年 度	水系数	河 川 数	延長(km)	備 考
昭和40年度	15	3,731	31,461.0	
昭和45年度	102	11,452	79,997.1	
昭和50年度	109	12,858	84,693.3	
昭和55年度	109	13,267	85,759.4	
昭和60年度	109	13,514	86,388.4	
平成2年度	109	13,711	86,893.4	
平成7年度	109	13,883	87,291.4	
平成12年度	109	13,965	87,551.2	
平成17年度	109	13,994	87,564.4	

最近の一級河川指定等の状況

年 度	河川数	延長(km)	備 考
平成15年度	16	△ 0.8	うち新規指定河川数 6河川
平成16年度	9	4.0	〃 6河川
平成17年度	16	1.0	〃 4河川
平成18年度	40	187.0	〃 24河川
平成19年度 (予定)	15	5.1	〃 7河川

水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	指定等の延長 (km)				指 定 等 の 理 由	備 考
			新規	変 更		廃止		
			増	減	計			
ひい 斐伊川	ひらたふな 平田船川 うんしゅうひらたふな 雲洲平田船川 ふな 船川放水路	島根県 (出雲市) 島根県 (出雲市) 島根県 (出雲市)	1.0	Δ1.3	(11.1) Δ0.3	Δ1.0	広域河川改修事業に伴う平田船川の切替工事が平成16年度に完成したことによって、平田船川の河川延長を変更するとともに、旧川も一級河川として引き続き管理する必要があることから新規河川（雲洲平田船川）として指定。 併せて、上記工事に伴い船川放水路の治水機能を廃止したことによる指定の廃止。	区間縮小 新規指定 廃止
ごう 江の川	こたに 小谷川放水路	島根県 (江津市)	1.0				総合流域防災事業による放水路工事が平成17年度に完成したことから新規河川として指定。	新規指定
によど 仁淀川	しんうじ 新宇治川放水 路	高知県 (いの町)	2.6				床上浸水対策特別緊急事業による放水路工事が平成18年度に完成したことから新規河川として指定。	新規指定
ろっかく 六角川	ろっかく 六角川 もて 茂手川	佐賀県 (武雄市) 佐賀県 (武雄市)	0.2	Δ0.3	(46.0) Δ0.1	Δ0.2	当該河川の切替工事が平成6年度に完了していたことが判明したことから、六角川の河川延長を変更するとともに茂手川の指定を廃止。	区間縮小 廃止